

第4回（令和8年度第2回）川崎市環境審議会自然共生部会 会議録

- 1 開催日時 令和8年8月31日（月）10時00分～12時00分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎 2階ホール
- 3 出席者 委員 飯田部会長、水庭委員、上原委員、小畑委員、坂倉委員
事務局 磯部緑政部長、坂みどり・多摩川事業推進課長、
山本みどりの保全整備課長、谷口みどりの保全整備課担当課長
中村みどりの管理課長
- 4 議題 議題 緑の総量の反転に向けた目標設定について （公開）
公園の整備方針 （公開）
公園の維持管理方針 （公開）
報告 みんなとつくる基本計画の取組 （公開）
- 5 傍聴者 6名（現地傍聴3名、オンライン傍聴3名）
- 6 会議内容

午前10時開会

○みどりの管理課長

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから通算4回目となります川崎市環境審議会自然共生部会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます建設緑政局みどりの管理課の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに委員の出席について御報告いたします。本部会の委員7名中、本日5名の委員が出席されております。半数以上の出席がございますので、川崎市環境基本条例施行規則の規定に基づき、本日の部会が成立しますことを御報告申し上げます。

なお、本日は今年度2回目の開催となりますが、委員の一部交代がございましたので、改めて事務局から委員の皆様を御紹介させていただき、新たに就任された委員の方からは一言御挨拶をいただければ幸いです。また、あわせて参考資料1の委員名簿も御参照いただければと思います。

それでは、初めに、立教大学環境学部准教授、飯田部会長です。

○飯田部会長

飯田です。よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

続きまして、東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授、水庭委員です。

○水庭委員

おはようございます。水庭でございます。よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

続きまして、市民委員、小畑委員です。

○小畑委員

小畑です。前回、オンラインのときに御挨拶しましたけれども、22回ほど転居して、2年前から川崎に住んでおります。環境とか緑の関係に関心がありまして、今回、4月から公募ということで市民委員になりました。よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

続きまして、東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授、坂倉委員です。

○坂倉委員

坂倉です。よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

続きまして、セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長、上原委員です。上原委員につきましては、大久保委員の後任として今回から御参加いただくことになりましたので、一言御挨拶をお願いできればと思います。

○上原委員

上原と申します。副組合長をやらせていただいています。6月23日に総代会がございまし

て、そちらで副組合長という立場にならせていただいております。

農地に関して農協としてサポートしていく立場でもございますし、農地の拡大はちょっと難しいかもしれないですが、保全をしていく、組合員の方々に緑を守っていただくという意識を持って参加させていただけないかなと。こういう会議があり、行政としても前向きに取り組んでいただいているという認識でございますし、御協力させていただけるところはさせていただきたいと思っております。今日はよろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

ありがとうございました。

なお、東京都市大学准教授、中島副部長及び中央大学教授、高田委員は本日御欠席となります。

また、市側の出席につきましては、参考資料2の名簿を御参照いただければと思います。

このほか、関係職員及び改定作業の支援を担うパシフィックコンサルタンツ株式会社及びACTANTの職員も同席しておりますので、御了承いただきたいと存じます。

また、本部会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、原則公開となります。

本日は、会場にいらっしゃっている傍聴希望者が3名、あとオンラインで傍聴を希望される方が3名、計6名の傍聴希望がございましたので、傍聴を認めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○みどりの管理課長

ありがとうございます。御異議ないようですので傍聴を認めます。また、この後、会議中に傍聴の希望があった場合につきましても、随時傍聴を認めたいと思いますので、御了承いただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、磯部緑政部長から挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○緑政部長

皆様、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。今回、第4回ということで、新たに上原委員にも御参加いただきまして議論を進め

ていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題については、次第にありますように、緑の総量の反転に向けた目標設定や公園の整備方針、公園の維持管理方針という議題になっておりまして、今回の改定作業の中でも柱になる部分かなと考えております。特に、公園の配置の考え方につきましては、公園の持つ機能なども踏まえた上で、公園のあり方を今回の計画でどのように示していくかという大変重要な項目だと思っておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。ここからの進行は部会長にお願いしたいと思っておりますので、飯田部会長、よろしくお願いいたします。

○飯田部会長

皆様、おはようございます。前はオンラインになりましたけれども、本日、無事に対面で開催できて、よかったなと思います。今、磯部部長もおっしゃっていましたが、今回は特に公園について話し合う回になっておりますけれども、その前に反転に向けた目標の時期について、具体的な数字を皆さんと御議論させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

まず初めに、議題1「緑の総量の反転に向けた目標設定について」、事務局から説明をお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

それでは、資料1、2ページを御覧ください。1(1)緑の総量の反転に向けた目標設定についてということで、ア、緑の減少傾向からの反転時期、緑の量に関する目標値について、前回の部会で緑被率の速報値をお伝えしましたが、市域の緑被率は現在29.2%でありました。都市緑地法の緑の基本方針に掲げた30%以上を目指しまして、これまで続けてきた緑の減少傾向を反転する年次を決めてまいりたいと考えております。今後、個別の施策を議論する中で、具体的な数値の積み上げ根拠を精査することになりますが、これから設定する新たな取組の効果がまちに定着するためには一定期間を要することから、この計画期間の最終年度、2037年までに

反転させることを目標として置いております。なお、個々の施策に関しては、当然、緑の量にとどまらず、緑の質が伴うものでなければならないと考えております

3 ページを御覧ください。イ、衛星画像による緑被率の算定について、国の緑被率の算定手法の手引きにおいて、川崎市は、今回、Level 2 相当を採用し、衛星画像からの自動分類により植生被覆地を抽出し解析を行ってまいります。

4 ページを御覧ください。ウ、衛星画像による緑被率の算定結果について、農地の部分の精査後の数値として、市域の緑被率は29.2%となります。こちらには河川や運河といった開放水面は含んでおりません。

次に、5 ページを御覧ください。エ、区別緑被率の算定結果を示してございます。市内北西から南東に向けて緑被率が低くなっていく傾向にあり、中原区の緑被率が川崎区に続いて低く、10%台となっていることが分かります。

6 ページを御覧ください。オ、町丁目別の緑被率の現状を示しています。このように細分化することで、登戸・向ヶ丘遊園駅、武蔵溝ノ口駅、武蔵中原駅、武蔵小杉駅、川崎駅などのJR南武線に沿った駅周辺、さらには川崎駅以南においては10%以下の地域が広がっていることが分かります。

7 ページを御覧ください。カ、土地利用と緑被率について、市域における緑被率の割合を都市計画基礎調査データと緑被地データを重ねまして、主な土地利用別の緑被地の内訳を整理したものです。右下の柱状のグラフで、公園・緑地や公共・公益施設など持続性のあるみどりと、農地、住宅地、商業・業務地など持続性のないみどりに分けますと、住宅地や商業・業務地、工業地における緑被地が最も多く、約23.5%を占め、次いで公園・緑地が13.3%、農地が11.9%などと続いてございます。

8 ページを御覧ください。こちらは土地利用と施策の関係性を整理したもので、反転に向けて緑被地の土地利用の分類ごとに実効性のある施策を打っていく必要がございます。

次に、9 ページを御覧ください。こちらは用途地域別に緑被率を算定したもので、市街化区域内では、第一種低層住居専用地域や第二種低層住居専用地域において緑被率が30%を超えていますが、工業系17%台、商業系は10%台となっています。

10 ページを御覧ください。キ、樹林地の量の傾向の確認についてでございます。今回算定した緑被率を、過年度の調査と300平米以上の樹木地の集団について比較を試みましたが、調査精度の違いから総量の比較が難しいため、令和2年度と同様の調査地点での変化のみに着眼し、緑地のある、なしを確認したところ、約9.9ヘクタール減少していることが確認できまし

た。

次に、11ページを御覧ください。ク、歩道上の樹冠被覆率の試算について、川崎駅から市役所通りの歩道の樹冠被覆率を算出したものです。川崎駅からハローブリッジまでが37.29%、労働会館まで含めると34.64%と若干下がることから、樹形管理を行っているハローブリッジまでの区間の数値が高くなっていることが分かります。

12ページは歩道上の樹冠被覆率の調査試行結果を、次の13ページは航空写真からの樹冠の読み取り結果との比較を示してございます。

次に、14ページを御覧ください。ケ、具体的な施策の検討状況として、先ほど7ページにおいて緑被地の分類でお示したとおり、住宅地や商業・業務地、工業地の占める割合が最も多いという分析がございました。現在、平行して審議を進めております川崎市公園緑地整備計画等推進委員会緑化指針検討部会においても、改正における緑化率の基準について、現行では緑の質としての割増し要素を量に換算して緑化率20%に含める算定をしていますが、緑の基本計画の目標である地表面の緑被地とのすり合わせがしやすい形で定義づけるよう、委員の指摘を基に検討しているところでございます。

以上が緑の総量の反転に向けた御説明となります。本市は緑被率がエリアごとに大きく異なりまして、その中でどのような施策を講じ、市域全体として反転を実現していくか、委員の皆様の御意見をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○飯田部会長

御説明どうもありがとうございました。では、ただいま説明いただいた箇所について、御意見、御質問があれば、委員の皆様からお願いしたいと思います。では、小畑委員、よろしくお願いいたします。

○小畑委員

今御説明いただいた30%ということですがけれども、5ページで説明があったように、まず細分化した区の単位でも随分ばらつきがあるということで、1つは、川崎市全体で30%を目指すということにどういう意味があるかを明確にする必要があつて、国から求められているからやるということなのか、1つのマイルストーンとして30%は設定するけれども、大事なことは市民、住んでいる人の周辺でどう緑を増やしていくかということなのか、そこら辺をもうちょっと明確にしていく必要があるのかなというのが1点でございます。

もう一つは、先ほど街路樹の説明で、川崎駅周辺の御説明があったのですが、これは事前の御説明のときも申し上げたのですが、やっぱりエリアごとに随分違って、新百合ヶ丘駅あたりは街路樹が電柱みたいに強剪定されているのです。周辺の方々の苦情があって、落ち葉を出さないために強剪定しているということですが、そこら辺をもうちょっと市民の方々のコンセンサスも得ながら、街路樹のあるべき姿というか、樹冠被覆率も考えながら、どう強剪定を避けていくか、あるべき剪定にしていくかということは、ちょっと議論してもいいのではないかなと思います。2点です。

○飯田部会長

事務局から御回答をお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

まず、1つ目の緑被率30%、これはもちろん国のほうで一定の方向性を出してはおりますけれども、私どもとしまして、これまで川崎市はすごく開発需要が高くて、もともとは農地や樹林地があって、緑豊かな場所であったというところがございます。これから人口が減少していく中で、経済活動優先ではなくて、きちんと緑の効用を市民に伝えていくような意味で、もちろん樹林地であったり、川崎区のような都市化されているところもございますが、それぞれの中で守っていく考え方、それから増やしていく、また再生させていくという考え方、全体の中で川崎として緑の底上げをしていくことで、市民のウェルビーイングであったり、生物多様性のつながりであったり、いろいろなもののプレゼンスをもっと上げていく、その一つの目標設定として、この30%を掲げていくということでございます。そのためにも、まず反転をさせて減らしていかないようにしていきたいと思っております。

次に、街路樹の樹冠被覆に関しましては、確かに川崎駅の駅前にはシンボリックな街路ということで、樹形をある程度目標設定して管理している路線ですので、ここまで樹冠被覆率は上がりますが、私どもは、新百合ヶ丘とかは落ち葉の苦情、近い緑は何となく迷惑で、遠くの緑はいんだけどみたいな感覚があって、どうしてもお住まいの方の苦情や要望に対して対応せざるを得ないような状況がございます。このあたりは、もっと緑の効用を市民にお伝えして、この路線はこういう形で街路樹をつくっていきますというのをもっと伝えながら、小畑委員がコンセンサスとおっしゃったような理解を得て、樹形を整えていくような路線が少しでも増えていくようなになればいいと思っております。そういった啓発、市民のコンセンサスを得ることに

ついても、ぜひ委員の皆様の御意見をいただければと思っています。

以上でございます。

○飯田部会長

ありがとうございます。今の小畑委員と関連するところでもいいですし、それ以外の点でも何かございますか。ちなみに、街路樹は私も大事だなと思います。資料の7ページ目、土地利用と緑被率の関係をしてみると、道路のみどりが今8.1%なので、ここの樹冠を上げていくだけでも結構貢献できるのかなと思っています。その意味でも、30%という目標のためにも重要な御指摘をいただいたと思います。

○小畑委員

最初の30%のところでは、緑ということに軸を置くのはいいのですが、それと併せて、そのエリアの歴史とか文化とか、そういうストーリーと一緒にすることが重要なので、役所の部署の縦割りなのかもしれませんが、そういうことを意識しながら緑と一緒に保全していくということをしっかりとやっていただきたいと思います。

○飯田部会長

ほかにいかがでしょうか。水庭委員、お願いします。

○水庭委員

水庭です。今、いろいろなところで30%を目指してということですが、市のいろんな再整備とかの計画の中で、緑の量は20%でいいという基準を設けているところがあると思うんです。例えば、工場の敷地面積に対して20%という指標を持っていらっしゃるのですが、川崎市として、小さなところの積み上げが大切だと思いますので、例えばそれを市の条例で30%にしたりとか、あと、町なかはいろんなところで問題がたくさんあるかと思うんですが、低層であれば屋上緑化をかなり推進するとか、そういった方向で緑の量を少しずつ増やしていっていただければと思って聞いておりました。御検討いただければと思います。

○飯田部会長

事務局、お願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

現在、開発等において、緑化指針の緑化率については、20%という住宅系の基準がございます。商業系や事業所については10%というのが現行の基準になってございます。30%ということと考えますと、緑が少ない例えば駅の周辺とか、大規模な開発とか、そういったものについては率をもうちょっと上乘せしていく。あと、商業になりますと、どうしても建蔽率が低いために地盤で緑が取りにくいということがございます。そういった中で、今は割増し要素、大景木とか、そういったものに換算していくような考え方で協議をしているところでございますが、それですとなかなか緑被としての面が確保できないというのがございますので、商業等はどのように建物周りの緑をつくっていくかというところ、これは緑化指針の改定の中でもこれから並行して議論していきたいと思ってございますので、御指摘を踏まえて検討していきます。

○飯田部会長

ありがとうございます。ほかの委員はいかがでしょうか。では、坂倉委員、お願いします。

○坂倉委員

目標の設定がこれでいいかというところだと思いますので、30%と2037年に反転というのは、そこに対して特に異論はありません。専門家でないので、30%の妥当性とか、2037年が本当に現実的なのか、あるいは遅過ぎることはないのかは分かりないのですが、世田谷も33%が目標として設定されていますし、そういう意味で違和感はありません。

なので、目標としてはこれでいいのかなと思うのですが、何のために、どのようにこれを達成していくのかという議論のほうが大事かなと思いました。一律30%、全体でとなると、どうしても合計でそういう目標設定になりますから、何のために緑被率が多いといいのかということを見ていくと、生態系の循環のために、ちゃんと自然資源を維持しなければいけないという部分もあれば、人間の生活の中での暮らしのウェルビーイングの視点から、もっと身近に緑に触れられるようなまちづくりをしようということもあるでしょうし、臨海部、工場の中に緑は要らないのかということ、熱の対策とかで必要ということもあるし、働いている人の環境もあるかもしれません。いろんな意味でエリアごとの意味合いがかなり変わってくるということも踏まえての合計が30%目標なのだという説明があると、より理解がしやすいかなと思いました。

○飯田部会長

ありがとうございます。私も2037年の反転というのは結構高い目標だと思っていて、事前説明のときにも少し申し上げましたが、パリは今、2050年までに反転を目指していくという目標で、パリも川崎もまだ人口が増えている中で、現実的にはそれぐらいになってくるのかなと思いつつ、でも、川崎は2037年、10年後という設定をされているので、高い目標で、とてもいいと思うんですけれども、坂倉委員もおっしゃったように、どういう方法でそれをやっていくのかというところが気になってくるだろうと思います。

ちなみに、人口は2035年あたりにピークを迎えるわけですね。なので、人口がピークを迎えた直後には、もう反転に向かっていられるということ、これは非常に理想かなとも思うので、それを目指してやっていけたらと思います。

私も技術的な質問を1つしていいでしょうか。今日、資料を見ていて改めて、これはどうなっているかなと思ったのですが、植生被覆の分類で、樹木、草地、農地に分けておりますけれども、結構草地の割合が高いなと思いました。今、樹木が全体で13.8%、草地が11.9%で、区ごとのものを見ると、宮前区では草地のほうが多くなっていたりして、樹木と草地の分類について、今日御同席いただいている、これを担当された方から一応教えていただきたいなと。やや高く出ているように思いました。それ以外みたいなものを全部草地としたのでしょうか。

○委託業者

この数値の設定としては、NDVIの数値で、一括でやっておりますので、その中身は、それ以外というよりも数値的なところの基準を引いた上でやってしまっているのもので、厳密に見ると、もう少し樹冠的な場所があるという話はもちろんあるかもしれないのですが、今の見解として、このような整理をさせていただいておるところです。

○飯田部会長

分かりました。資料として、どこか拡大したところで、きちんと草地と樹冠の区分けが許容できる範囲でできているのかというのをちょっと確認したほうがいいかなと思います。こういう数値は強い力を持つものなので、結構厳密に考えています。一応私としても確認させていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

上原委員はよろしいでしょうか。何かありますか。よろしくお願いします。

○上原委員

今のお話を聞いておりまして、街路樹を中心という認識でいたのですが、私、実は川崎で生まれていなくて、こっちに来た人間で、住宅事情がかなり変わっているということもあると思うのですが、私は農業をやっている家に婿で入った人間です。50年ぐらい前の話かと思うのですが、その家で子どもが生まれたときに、誕生日の方に樹木を市からプレゼントするような——正式な名前は覚えておりませんが、そういうので、うちの奥さんが生まれたときには桜の木を庭に植えて、この木は私が生まれたときに植わったのよと。妹が生まれたときにはこの木だったよということで、市でやっていただいたみたいなのは聞いたことがございます。桜の花が咲いたら、八重桜だったと思うんですが、それを愛でながら、「これは私の桜なの」と言いながら、思い出も思い入れもあって、本人がよく言っております。でも、その木は、うちのほうも事情がありまして、建て替えをするとき伐採してしまったのですけれども。

結局、そういう事情もあるのですが、市としてサポートしてくれていたというか、緑を増やしていきたいという意思が市民に直接伝わっていた経緯が昔はあったのではないかなと。この精神こそが、今の緑を増やしたい、ある程度期限も決めてやっているということですが、過去そういういい制度があったのではないかなと。聞いた話で申し訳ありませんが、それも非常にいい企画だったのではないかなと思っています。街路樹なのですが、もしも家の中にスペースがあって、御希望の方にはみたいな感じもあつたら、パーセントを少し上げられるかなと。素人みたいで申し訳ないですけれども、そういうのはいかがでしょうか。

○飯田部会長

すごくいいアイデアだと思います。人が増えれば木も増えていく仕組みです。事務局の方で何か覚えていらっしゃることはありますか。

○みどり・多摩川事業推進課長

上原委員がおっしゃいましたのは「思い出記念樹」という制度でございまして、お子さんが生まれたときとか、卒業したときとか、人生の節目に木を植えてみませんかという趣旨で、この事業は現在も進めてございまして、申込みをいただいた方に、16種の中から選んで、お庭とかに植えていただくということでございます。確かに、最初は苗木であったかと思うのですが、桜も10年たつと相当大きくなって、樹冠被覆にはかなり貢献すると思いますので、こうい

ったものを改めて発信しながら、緑への思いとか、人生におけるいろんな価値みたいなものが併せて発揮できればと思います。ただ、本数が限られていまして、無制限にはなっておりません。こういったところもお金の問題がございますけれども、いい事業だと私も考えてございます。公園緑地協会が申込先になって配付をされていて、こういったリーフレットみたいなものも御用意してございます。ありがとうございます。

○飯田部会長

これは毎年上限まで申込みがあるような状況なのですか。

○みどり・多摩川事業推進課長

そうですね。毎年、上限まで行っていると思います。

○飯田部会長

それはいいですね。マンション在住の方はなかなか苗木をもらえないと思うんですけども、もうちょっと手軽にプランターとかができるといいかもしれないです。子どもの免疫獲得にも、緑が部屋の中にあるといいというのも出てきているので、そういう意味でも、プランターをお渡しして、そこから自然への理解とかが深まればいいですが、それがちゃんと手入れされないで枯れてしまったらよくないので、難しいところとは思いますが、市民への一つの啓発としても広めていければいいですね。貴重な御意見ありがとうございます。

皆さん、このテーマに関して、他に御質問等はないでしょうか。

では、次の議題に移りたいと思います。議題2「公園の整備方針」について、事務局から説明をお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

それでは、資料2でございます。15ページを御覧ください。(2)公園の整備方針について、次のアからオの内容について順番に御説明をいたします。

16ページを御覧ください。ア、公園種別ごとの特性・整備の考え方について、こちらは都市公園の種別ごとに公園の基本的な目的や整備の考え方を示してございます。街区公園が一番多く、1034か所ということでございます。

17ページを御覧ください。イ、主な公園の整備方針についてでございます。こちらは公園の

位置図でございまして、総合公園や地区公園等の市を代表する公園については名称を示してございます。

次の18ページからは主な公園の整備方針をまとめております。総合公園である富士見公園、等々力緑地、生田緑地については、それぞれの整備計画等に基づく再整備を進めてまいります。

19ページを御覧ください。地区公園である稲田公園、夢見ヶ崎公園についても、現在再整備計画が進行しているものについては継続した取組を進めるものとします。

20ページを御覧ください。菅生緑地については、アクセスの向上や未取得地の土地利用の状況を踏まえて都市計画区域の変更を行い、墓園については、主として早野聖地公園において、墓所の整備と環境資源を生かした周遊散策路の整備などについて検討してまいります。

21ページを御覧ください。総合公園であります王禅寺ふるさと公園、地区公園の大師公園、中原平和公園、また多摩川緑地、緑化センターもございますが、その中でも公園については施設の老朽化が課題となっておりまして、利用者ニーズの変化等を踏まえ、計画的に施設更新を進めてまいります。

22ページを御覧ください。ウ、身近な公園の整備方針についてです。現在の整備方針は、小学校区単位を基準に3分の2以上の町丁目に公園が配置されるようにする考え方となっております。現状、小規模な提供公園が増えて、同じ誘致圏に複数の公園が重複して配置されるなどの課題がございます。今後の見直しの考え方としては、右下の赤枠にございますように、整備すべき公園の面積と誘致距離を再定義し、公園の優先配置地区を抽出し、その地区での整備手法を検討してまいります。

23ページを御覧ください。こちらは身近な公園の規模・誘致距離に関する制度上の位置づけ・諸外国の事例を示しております。右下にお示ししましたように、本市の街区公園の平均面積は1187平米となっております。

24ページを御覧ください。市内の3か所の公園で誘致距離の利用実態調査を行った結果をまとめたものでございます。右下のグラフの調査結果では、未就学児や高齢者などの誘致距離は0から250メートルの割合が半数以上を占めてございまして、中高生や大人については250メートルよりも広がっていることが分かっております。この調査結果から、身近な公園の誘致距離は、より安全を考えると、250メートルで設定することが望ましいと考えております。

25ページを御覧ください。優先配置地区の検討フロー図をお示ししております。まず前提として、公園の配置箇所について、本市の立地適正化計画の居住促進区域に絞りまして、その

後、市内公園の誘致距離250メートルに含まれていないエリアを公園未充足地区とします。次に、都市公園以外のオープンスペースの有無の確認、人口密度や増加率、公園規模を考慮した配置状況を踏まえた分析等により公園優先配置地区を特定してまいります。委員の皆様には、この絞り込みの考え方について御意見をいただければと存じます。

26ページは本市の立地適正化計画に示された居住促進区域を、次の27ページは市内公園緑地において250メートル以内にアクセスできない地域をピンク色で表示しております。

28ページには、公園緑地を5つの規模別に分けまして、誘致距離250メートル設定で充足状況を図示してございます。

29ページを御覧ください。こちらは優先配置地区の絞り込みに関して、多摩区中野島駅周辺において、都市公園以外の公共空間である上下水道局所管の生田ふれあい広場・生田多目的広場を身近な公園の機能の代替として捉えたケーススタディーを示してございます。そのため、こうした施設が存在しない地区に公園を優先的に整備する必要性が高いと考えております。

30ページには市域の人口密度の分布を示してございます。

次に、31ページを御覧ください。先ほどの3公園の利用実態調査における来園者の利用目的についてまとめたものでございます。未就学児から中学・高校生においては、「遊具」や「広場利用」が半数以上を占めており、大人から高齢者の目的の大半は「休憩・交流・散歩」でございました。

32ページを御覧ください。公園の利用目的について3公園別に比較したところ、右側の丸山こもれび公園は広場利用の割合が高い結果となりましたが、その他2公園は利用目的に差異は小さかったことから、1000平米でも一定の機能を備えていることが分かりました。

33ページを御覧ください。未整備箇所における身近な公園・公園的な空間整備の手法を整理したものでございます。右上が従来の公園整備の内容でございまして、これからは左下にあるように、行政負担を抑えながら、市民緑地や社寺林など民有地を生かした手法も活用しながら選択していくことが求められます。

34ページを御覧ください。エ、既存公園の再編・集約化の検討についてです。今後、本市においても、少子高齢化に伴う人口減少が見込まれる中で、身近な公園の整備を適切に配置する必要がある一方で、配置や機能の再編も視野に入れた検討を進めていく必要があります。

35ページ、36ページは、公園規模が1000平米と300平米のモデルケースにおいて、公園規模ごとのストック再編のイメージを示しております。

次に、37ページを御覧ください。オ、都市計画公園のあり方の検討について御説明いたしま

す。本市の公園緑地は、防空緑地や戦災復興から都市計画法に基づく指定を踏まえ事業を進めてまいりました。しかしながら、市街化の進行により用地取得が必要な民有地が残っており、2011年に長期未整備公園・緑地のあり方を策定し、取組を進めてきました。しかしながら、未整備の解消については、14か所のうち2か所にとどまっております。

39ページを御覧ください。今後の新たな対応方針として、これまでの進捗状況や未整備地区における建築計画の動向を踏まえ、公園種別ごとに、街区公園、近隣・地区公園については、区域の変更や整序により整備の完了を目指し、総合公園や墓園などについては整備を進めて、長期未整備地区の解消に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、公園の整備方針の説明となりますが、市民が平等に公園緑地をはじめとしたオープンスペースの恩恵を享受できるよう、公園緑地の配置や機能のあり方について、委員の皆様の御意見をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○飯田部会長

御説明どうもありがとうございました。では、ただいまの資料の説明について、御意見、御質問を皆様からよろしくお願いいたします。特に、公園未充足地区の考え方や、その優先順位のつけ方のあたりに御意見をいただきたいようです。

皆さんが考えている間に私から1つ。今回、27ページ目でお示しいただいたピンク色の空白地域から優先的に整備していくということですが、これは市域の何%に当たるか計算されましたか。

○みどり・多摩川事業推進課長

6.5%となっております。

○飯田部会長

ありがとうございます。そうしたら、300平米未満の公園も含まれている数値ですね。

○みどり・多摩川事業推進課長

そうです。

○飯田部会長

300平米というと、多分3歳になったら300平米では満足できないぐらい、本当に小さいお子さんが使うような面積になってくるので、最低限の数値なのかなと思います。理想は、今回調査されたような2500平米ぐらいあって、いろんな年代の方が使えるような公園が市内に万遍なく公平にということですが、それはなかなかハードルが高そうで、2037年だと恐らく到底難しく、28ページ目の左上の緑色で塗られていないところになってくるので、市域の半分ぐらいが恐らく基準は満たされていないですね。このあたりを理想としつつ、時間をかけてそれに近づけていって、特に民間の力も借りながらということかなと思います。

皆さん、いかがでしょうか。何か御意見はございますか。では、坂倉委員、お願いします。

○坂倉委員

まず、身近にアクセスできない人が多いところから整備していくというのも妥当だと思いますし、様々な形で増やしていくという方法についてもすごく正しいなと思いました。

それで、整備していく方法、整備の仕方なのですが、幾つかコメントというか、思ったことがあって、まず1つ目は用地の確保の仕方ですが、途中で公共の施設に言及があったと思うんですが、公共でコントロールできるところは積極的に開放していく。緑化するというだけではなく、その一画を広場として開放していくみたいな戦略もあったほうがいいと思いますし、あと学校ですよ。学校の一部を住民に開放して、例えば一緒に菜園をつくるとか、そういったことも可能ではないかなと思います。公園という方法だけではなく、様々な方法で緑に触れる機会を増やしていく。どのように用地を確保していくのかということも、いろいろな工夫ができるのではと思いました。

あと、あまり土地勘がないので分からないのですが、ピンクのところに何でもかんでもあればいいというわけではなくて、公園は、さっき飯田部会長がお話しされたように、例えば子育てしていると、2～3歳のときと5～6歳のときでは必要となる公園が全然違うというんですか、1個あればいいというよりは多様な形で過ごせる公園が幾つもいろんな形であるほうが、多分暮らしの実感を高めるという意味では利いてくるのではないかなと思いました。

あと、欲しい公園は欲しいところにあってほしいみたいなところがあるので、それを完全に計画して最適化するのは難しいと思うんです。ニーズの面と、長い目で緑に親しむ人を増やすという意味で言うと、整備の方針としては、単に行政がつくってあげればいいというだけではなく、手間はかかりますけれども、やはりそこに住んでいる人というか、使う人と一緒に、何が必要なのか、どのように管理するのか、どのように活用していくのかみたいなことを、ちゃ

んとその辺の参加のデザインを、計画上、最初はしておくというか、計画していないと多分ずっとできないと思いますので、使う人と一緒に整備していくという方針もあっていいのではないかと思います。ニーズが満たされるということと、将来的に緑の管理をする、グリーンコミュニティがどのように育まれていくのかという要素とすごく強く関わると思うので、その辺も御検討いただけるといいのではないかと思います。

○飯田部会長

ありがとうございます。それでは、事務局からお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。確かに公園があったら何でもオーケーということでは、サービスとしては十分ではないと思っております。それで、坂倉委員からも御指摘がございましたように、いろんな年代のニーズに合わせて多様な選択肢があるようなエリアをつくっていく。そのためにも住民のいろんな声を聴きながら検討していく。今、面的に市域全体でやってございますが、やはりエリアごとに、本当にここは必要なのか、どういうものが必要なのかというのを最終的にはちゃんと考えて、設置を判断していくことになろうかと思います。

今回、説明を十分差し上げていないのですが、15ページを御覧いただきますと、下に（検討中）という表記がございます。今、地域特性や個性に応じた公園の整備推進ということで、各区1か所、モデルのエリアをつくって、この公園でどんなことをしていきたいかというのを、複数の公園をモデルに設定して地元の方々とワークショップをして、そんなに大改修ではないのですが、一部維持補修をしながら公園の管理に参加していただく、特色ある公園という整備も今進めているところではございますので、また御紹介できればと思いますが、コミュニティづくりにつながるような取組も行っております。

そういった意味でも、公園の配置に関しても市民の声をきちんと生かしながら、関与とか愛着を持てただけのようなものにまで、最終的にはソフト的なものも含めて、トータルで整備を進めていければと感じました。ありがとうございます。

○飯田部会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では、上原委員、お願いします。

○上原委員

先ほどのピンク色の場所の話ですけれども、これは250メートル以内にアクセスできない地域をピンクで表している、公園に行くのに250メートル以上かかるようなところをピンクにしているということですか。

○みどり・多摩川事業推進課長

250メートル以内に公園がないということでございます。

○上原委員

ということは、ざっくり言ってしまうと、緑の地域がないということではないですね。僕が言いたいのは、例えば農地は近くにあるのに公園はない。

○みどり・多摩川事業推進課長

そのとおりでございます。今、公園だけで検討してございます。

○上原委員

それを理解しながら、33ページに書いてあった図ですけれども、これで考えた場合、右上の用地を買収して公園を整備するのが一番大変ということでしょうが、自分は農地を持っているのですけれども、いずれ相続が発生する。これは農地にとっては宿命的なところですよ。当然、制度的に、生産緑地にすればそのままできるといういい制度もございますし、納税猶予を受けることもできるということはよく分かっているのですが、うちの地域でもよくあるのですけれども、どうしても売却をしないと税金が納められませんか。農家の方は、ほとんどの方がそうなのです。ですので、農業を続けたいけれども、相続税が発生するから、売却という選択肢しかないですよとなった場合、今は行政さんでもちょっと手が出せないというか、この地域を行政で買い取りますということはほとんどないかと思います。ほとんどディベロッパーの方に売ってしまって、現金化して納税する。

でも、これって、考え方を変えた場合、該当しているピンクの地域の中に農地は入っていないかという確認でよろしかったですね。ですので、買い取れるのか借りるのかよく分かりませんが、そういう手法でそこを交渉のテーブルに一つでものせていただきながら、莫大な借地料を払うことはできないかと思いますが、ある程度そういうことで農地を転換していく提案を

地主の方と交渉してもらおう。地主サイドから見ても、私は農地を手放すつもりは全くないのですけれども、結局、そういう利用のされ方をしたほうが、高い建物をどんどん自分の家の近くや地域に建てられるよりは、緑として残ったほうがいいと思っていらっしゃる方もいらっしゃると思うんです。先ほど来、人口は増え続けるわけがないのですよと。だんだん減っていきますとなったときに、戸建てやアパートやマンションを建てられても、どうなのでしょうという時期にどんどん変化していくような気がしてしょうがないのですよね。

ですので、農協サイドという意見もございますし、なるべくだったら緑、できれば農地、その個人の方ができないのであれば貸し農園でも結構ですし、そういうスペースを市のほうでも主導していただきながら、当然私どもも御協力させていただきますし、緑地を保全するという意味からいってもそういう利用の仕方、右上のほうに近い話なので大変かとは思いますが、建物ばかりでどうしていくのだろうと住んでいても思っていらっしゃる方が多いのではないかなと思いますし、農業という一つのものもありますし、農業までいかずとも公園として、そういう活用の仕方をしていただくような提案ではないですが、そういうこともしていただきながら進めていただく方向でどうでしょうかということです。

○飯田部会長

重要な御指摘ありがとうございます。私も、少なくとも公園空白地域と農地は、レイヤーを重ねてみまして、そのエリアにどれぐらい農地があつて、もし買い取るとすると幾らくらいなのかという概算を出してみるとよいように思います。今も公園の協力金制度をお持ちですし、これからまた新しい仕組みをつくろうとしていらっしゃるの、全部は無理かもしれませんが、優先度の高いものを順位づけして、あと事前に交渉しておくことがすごく大事です。不動産会社さんを決めていたらそうはならないので、前々から準備をして、買い取るのだということを決めていけるとよいように思います。

では、事務局から一言お願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

御指摘ありがとうございます。今、農地の減少が面積的にも一番多いということですから、ここは必要な場所である、その種地として農地を取得、あるいは借地、こういった形がふさわしいかはございますが、充足にも寄与しますし、生物多様性や、いろんな意味で貴重なものでございますので、いただいた御指摘を踏まえて取組を進められるようにしていきたいと思っ

ございます。

○飯田部会長

ほかにいかがでしょうか。では、小畑委員、お願いします。

○小畑委員

33ページの図で書かれているように、公園を取得して維持するためには、もちろん取得という投資も必要なのですが、それ以上に整備と管理のほうにお金結構かかると思うんです。それで、今、250メートル以内を増やすということですが、どうなのでしょう。かなり小規模な公園が私の身の回りでもあるのですが、なかなか手が入ってなくて、薄暗くなって立ち寄るにはちょっと怖いような場所も少なからずあって、そういうところでもやっぱり公園を増やさないといけないのか。整備費と管理費がどの程度かかっていて、それとのトレードオフで公園の設置をどう考えていけばいいのか。市のほうでも予算がないでしょうが、特に投資よりは毎年かかるランニングコストのところ、どのようにそれを考えていくかということについて、ぜひ教えていただければと思います。

○みどり・多摩川事業推進課長

整備した後のランニングコストのほうは、後でまた維持管理方針でも御紹介いたしますけれども、現状まだ維持管理費が足りなくて、小畑委員がおっしゃったように、ちょっと薄暗くて使われていないような公園も確かにございます。ですので、そういった場所については、先ほど坂倉委員がおっしゃったように、割とみんな同じような公園が多いですから、ここはこういう使い方をしたいとか、費用を分担していくような意味合いで、より活用していただくような公園のしつらえみたいなもの、より価値を高めていくということを今考えてございます。

維持管理コストの試算については、もちろん積み上げの中で、一定程度増加していくのか、あるいはこれから再配置をしていく中で、ある程度均衡を保っていくのかとか、そういったところもシミュレーションしながら、設置と管理をバランスよく検討して進めていく必要があらうかと思いますので、またその辺もきちんと精査してまいりたいと思います。

○緑政部長

少し補足をさせていただきます。おっしゃるとおり、使われなくなってきたような小規模公

園は今すごく課題になっておりまして、今日の資料ですと34ページ、都市公園を今後どうしていくかというところで、コストもかかる中で、画一的にどこも遊具があって、広場があってということではなく、ある程度機能をどこかに集約するとか、小さい公園で遊具はたくさんないけれども、例えばみんなで花壇ができるとか、菜園ができるとか、そういう画一的ではない特化した公園のあり方も検討していく必要があるのかなというところで、今こちらで例として出しているのが機能を集約するとか、再編するとか、そういうことですので、今日の御意見も踏まえて、このあたりを少し詰めていきたいと思っております。

○飯田部会長

では、水庭委員、お願いします。

○水庭委員

公園の配置と公園のあり方について論点として挙げるということでしたので、先ほど6.5%、250メートル以内にアクセスできない場所が結構あると書いてあるのですが、例えば多摩川の河川敷などはとても大切な緑地だと思いますので、そういったところは、公園という指定ではないのですけれども、緑地としてみなせるのかなということを、検討の中に準的な形で入れていただいてもいいのかなと思いました。

それから、もし今後、街路樹みたいなところが充足されて、歩いて楽しめる空間ができるようになれば、公園ではないのですが、アベニューみたいな形で緑を楽しめる空間が増えると思いますので、必ずしも公園という位置づけではなくても、市民の方に満足できる緑を御提供できるのかなと思っていますので、その点は街区公園だけとか、そういうイメージで検討しなくてもいいのかなと。多分大切なところだと思いますので、先ほど上原委員からも農地が大切な位置づけになっているということも併せますと、川崎市全体の緑を考える上では、そこまで公園だけを頼らずに、多様性のある緑を川崎市の緑なのだという位置づけで御検討いただければいいなと思って聞いておりました。公園だけでやっていくと楽なところもあるかと思いますが、今、コスト増大とか、管理をしっかりとやらないといけないという御意見もあったので、その点も勘案していただければと思いました。よろしくお願いいたします。

○飯田部会長

ありがとうございました。皆さんからは、公園に限らず、多様な緑の種類も考えた上で公園

をどうするのかということと、面積の話が出てきたかなと思います。その2つをもうちょっと精査して、データはたくさんあると思いますので、またバージョンアップしたものをお出しいただけるとありがたいかなと思います。

1点だけ私からも申し上げたいんですけれども、先ほど多様な人が公園で遊ぶためにはある程度の面積が必要と申し上げたのですが、今日の資料で言うと、34から36ページの再編のイメージ、特に小さい公園をどのように考え直していくかということを御検討されているかなと思うんですけれども、どれぐらい市民と一緒にそれを考えていこうという姿勢を今お持ちでしょうか。恐らく坂倉委員の研究フィールドになっていくかと思うのですが、こういう身近な小さい公園をどう使うかというのは、ある程度皆さんに任せてもいいようなところもあると思うんですよね。市が、ここはこうです、と決める方針もあろうかとは思いますが、300平米だと市民側でやりたい人が、ある程度やりたいようにやっていただくのでもいいような気がしていて、そこにはいろんな意見が恐らく出てくるのではないかと思います。今日お越しの南部さんがやられている小さな森もそうでしょうし、ほかの例で言うと、主婦の方で生ごみを捨てるのが嫌だから堆肥化したいのだけど、堆肥化したものを使う場所もないし、みんなでやりたいしということで、それって300平米ぐらいで十分なのですよね。堆肥をつくる場所があって、小さい菜園があって、みんなで楽しんでいただけたらとか、小さいからこそ、身近にあるからこそ、行政がそこに1個滑り台を置くだけよりも、もっと多様な使い方を考えて実践してもらえそうな気がします。維持管理の面から言うと、小さい公園はお荷物になりがちじゃないですか。お荷物になりがちだからこそ、ちょっと違うことを考えていただけるといいのかなと思っております。これは維持管理のほうにも差しかかる話ですけれども。

○緑政部長

ありがとうございます。先ほど15ページの一番下で少し御紹介しました検討中の地域特性・個性に応じた公園の整備推進ですが、今、部会長がおっしゃったように、小さい公園や中ぐらいの公園、大きい公園、地域で幾つかの公園をピックアップして、地元の意見を聴きながら、要はみんながやりたいことって何ですかみたいな、やりたいことができる公園を今試行的に各区でやっております。そのやりたいことが市民から出てくると、将来的な担い手になってもらえるというところも見据えて、市民参加の取組をしております。

○飯田部会長

いい取組だと思います。

では、この議題はこれぐらいにしまして、次の議題3「公園の維持管理方針」について、もうそこに差しかかりましたけれども、まず資料の説明をお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

それでは、資料3でございます。資料の41ページを御覧ください。公園の維持管理方針について御説明いたします。まず、アの公園施設の維持管理についてでございますが、公園施設の長寿命化に向けまして、平成28年に川崎市公園施設長寿命化計画を策定してございます。これまで、どちらかといいますと遊具を優先して、定期点検結果を踏まえた更新対象を洗い出しまして、76%の更新を行ってまいりました。今後も、公園施設全体の老朽化への対応が必要になっておりまして、整備からの経過年数を踏まえた施設の更新と予防保全型の管理を進めていく考えでございます。

次に、42ページを御覧ください。公園施設の維持管理のこれからということでございます。公園施設の長寿命化を図っていく中で、老朽化施設や利用の少ない施設については統廃合や撤去を含めた見直しを行うなど、施設総量の縮減・適正化等のストックマネジメントについても推進する必要があると考えております。こちらに記載しました①予防保全型管理の推進としましては、きめ細かい修繕の実施に加え、例えばプールなどについては利用者ニーズを踏まえた存続の検討を進めることも考えております。それから、②地域特性に応じたストックマネジメントも、ニーズに合わせて機能の変更・複合化などを検討していきます。③についてはトイレの洋式化、④については管理システムのDX化の推進を記載してございます。

43ページを御覧ください。イ、緑、特に樹木の維持管理についてでございます。（ア）公園緑地等における今後の緑の維持管理については、緑の特性や求められる機能に応じた維持管理をさらに計画的に進めるために、維持管理の方向性を明確にするということで、令和9年度に向けて緑の維持管理のあり方を策定していく予定でございます。この取組の中で、（イ）今後の維持管理に必要な視点として、緑の量の最適化、計画性のある維持管理、緑の役割を引き出す管理手法という3つに整理し、これらを踏まえまして、次の44ページの（ウ）のとおり、3つの基本方針について、取組の方向性と具体的な取組例、こういった方向性を持って緑の維持管理を進めていくということでございます。

45ページを御覧ください。ウ、パークマネジメントについてでございます。（ア）にお示しますように、本市では2021年に、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用、持続可能な管理運営を

目指すべくパークマネジメント推進方針を策定いたしました。（イ）の取組の実績にあるとおり、3つの視点と9つの取組の方向性において事業を進めておりまして、例えば9番、民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進ということでは、P a r k－P F Iなどの民活事業などに対して一定の成果がございました。しかしながら、これまで公園活用のツールとしての位置づけが強いということで、公園全体を将来に向けどのように運営していくかという理念が十分ではないという課題もございました。

そうした中で、47ページを御覧いただきますと、（オ）パークマネジメント推進方針のアップデートということで、下の段の青枠の公園経営のあり方（案）として、多様な主体が共有すべき事項としまして、例えば公園の特色や立地条件、地域住民の日常的な利用の配慮事項といった公園ごとの経営に関する基本要件をきちんと定めて、その後、先行事例の取組や収益性向上に向けた条件整理などを行いながら、既存の取組の成果、課題を踏まえた対応を基に、公園経営のあり方、理念をしっかりと備えた上で、中段の緑枠のツールとしての取組を推進して利用者サービスの提供を行うということが必要であると考えています。こうしたことで、公園に求められる機能の最大化、公園周辺エリア価値の向上、持続的な管理運営を図っていく、このような考え方を新たな緑の基本計画に追記していきたいと考えています。

ここまでの公園の維持管理・経営方針の説明になってございます。これまで、市民とのワークショップにおいても、緑の質や快適な空間を求める声が多く、今後の持続可能な管理運営に向け、委員の皆様のご意見をいただければと存じます。

○飯田部会長

御説明ありがとうございました。では、ただいまの資料3について、御意見や御質問をよろしく願いいたします。では、坂倉委員、お願いします。

○坂倉委員

取り急ぎ1点。47ページについてですけれども、市民と一緒につくって、一緒に管理していくという考え方については、すごくよいと思いつつ、もう一步踏み込むと、上の丸が4つある図ですが、行政と事業者の間に「共創」とあるんですけれども、この共創を協働の位置に持っていたほうがよりいいかなと思っています。つまり、何となく公園という公共空間は、ハードとして整備したものを市民が使うと考えがちですが、本当の意味での公共空間はどのように生まれるのかと考えると、これは使う人同士の関係性とか関わりとか振る舞いがつくり出すこ

とだし、そこには行政とか事業者とかも、できた後にも関わりながら、よりよい公共空間をつくり出していくという感覚がないと、結局、ハコモノをつくって、それを使わせてあげる、あるいは使う人ができるだけ維持するように力を貸しなさいみたいな構造になりがちだと思うんですね。それからもう一步進めるとすると、公園自体はずっといろんな立場の人たちが共創し続けていくものなのだという考え方にシフトしたほうがいいのではないかと思います。

私も世田谷区の公園を住民参加でつくるというのを7年かけてやってきて、この間やっとオープンしたのですけれども、大事なのはオープンしてからもその関係性を続けていくということで、どうしても管理サイドからすると、公共施設もそうだと思いますが、できたときが完成で、それを完全に維持していくというのが管理だとすると、一番いいのは何も起こらないことなんですよね。昨日と同じことがずっと維持されるということが理想の形になってしまうのですけれども、本当の意味で、この先もみんなに必要なものをつくっていくということと言うと、できたときにはない価値をどんどん生み出していくという考え方が必要で、もちろんそこは管理コストがどんどん増えるのではないかみたいな心配はあるかもしれないのですが、理想としては、できたところが完成で、植物は成長するかもしれないけれども、それを維持していく管理というよりも、その公共空間でどんな新しい出会いがあったり、活動が生まれたりとか、公園の外にはみ出ていろんな効果が出てきたりとか、医療、福祉、教育、いろんな分野の活動と混じり合ってその公園がどんどん豊かに使われていくということを考える意味でも、共創は、できた後も共創し続けるという考え方が必要なのではないかと思いました。

○飯田部会長

非常に本質的なコメントをありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。私ども、どちらかというと公園を行政と事業者でつくってサービスを提供するという、ちょっと対峙してしまっているような感覚がありまして、今おっしゃっていただいた、その後に共につくり込んでいって空間がもっと広がっていく、それもやっぱり経営の大きな要素なのだなと感じました。

こちらのほうもサービスの提供が矢印になってしまって、そういうイメージがどうしてもまだあるので、こちらは私どものほうで、今いただいた意見を踏まえて、もうちょっと先に発展できるような要素も加えながら再検討させていただきたいと思います。

○飯田部会長

ほかにいかがでしょうか。

今の話は、公共性とは何かということにも関わる非常に本質的な投げかけだったかなと思います。日本はどうしても行政がつくって、かつ、公平に提供する。もちろんそれも一つの公平性であり、公共性だと思うんですけども、例えば特定のグループがその公園の一部を使う、あるいは全部を使うということに対して、結構規制が厳しいと思うんですが、海外に目を転じると、公園の中に区画があって、いわゆる市民農園のようなものが公園の中にたくさんあったりで、それはもちろん永続的には使えなくて、ローテーションは必要になってきますけれども、ある程度特定のグループとかが公園を自由に使うことがもうちょっと許容されていたりします。それは多分明確な線はなくて、どこまでオーケーなのかというのは時代に合わせて考え直していく必要があるかと思うんですが、この基本計画の改定を機に、一步そこをちょっと考えていただいて、どうしたらもっと市民とつくっていく共創をしていけるのかを考えていただけると、とてもいいのかなと思います。行政も人口が減ってお金がなくなってくる中で、今までのやり方はどうしてもできないと思うので、そういうもうちょっと柔軟なやり方も含めて考えていただけると、とてもいいなと思います。ちょっとシフトチェンジしないといけない部分かなと思うんですけども。これはコメントです。

ほかに御意見はいかがでしょうか。では、小畑委員、よろしくお願いします。

○小畑委員

今の話で、メモをお配りしていただいているのですが、前回の部会からこの間まで、幾つかのところでヒアリングしてきたんですけども、公園に限らず、こういう場というのは、もちろん緑を増やすのも重要なのですが、コミュニティを目的にしているということがすごく重要だと思うんです。そのためには、それを進める市民の皆さん方をモチベートするために情報を提供するとか、あるいはリーダーをつくるとか、そういったことも重要で、行政が何でも一人称でやるというよりは、そういう場づくりとか環境づくりをサポートしていただくところに行行政も参加していただいて、なるべく行政のほうの人的・金銭的負担を減らしていくことが重要なのかなと思います。

○飯田部会長

ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○みどり・多摩川事業推進課長

小畑委員がおっしゃるように、我々も一定のルールはどうしてもございますが、市民の自主性を許容する部分を持ちながら、よく言うグレーゾーンみたいな話なのですけれども、そこを超えて、それがさらに公園の魅力向上につながっていくということ、そこをうまくやっているところは、行政が中間支援というか、支えながら住民のやりたいことを実現させていくという体制がもっとしっかり出てくればと思っております。

このメモにございます中でも、そういった事例、例えばせせらぎ農園は日野市ですか。

○小畑委員

そうです。

○みどり・多摩川事業推進課長

我々もこちらを見学してまいりましたが、最初、ごみの処理が行政で少なくなってしまうから、そのためにコンポストをやりたいと地元で立ち上がったのだけど、コンポストより野菜づくりのほうが楽しくなってしまうと、それでコミュニティが形成されたというお話を伺っています。このように自己発生的にやる気がある人が集まると、我々が何もせずとも続いていくんだなという感じがしましたので、これはたしか生産緑地を貸してやったケースでありますけれども、こういったことが公園でも自在にできるような、先ほど緑政部長が申し上げたように、街区公園でもいろんな役割を持たせて、その中で市民がやりたいことが実現できるような取組に広がっていければと思います。貴重な資料ありがとうございます。

以上でございます。

○飯田部会長

ありがとうございました。ほかの委員からはいかがでしょうか。もしなければ、次の報告がございますので、そちらの話題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、ここまでにいたしまして、続いて、報告「みんなとつくる基本計画の取組」について、事務局及び委託業者様から御説明をお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

それでは、資料4でございます。48ページを御覧ください。2、みんなとつくる基本計画の取組に関しまして、ア、システミックデザインによる検討、庁内ワークショップ開催状況について御報告いたします。これまで、令和7年度につきましては、表にございますように、Step 1として、みどりのカタリバなど市民の皆様のワークショップを開催してまいりました。今年度はStep 2として、昨年いただいたいろんな意見を基に、この後、49ページ以降にあるような川崎のみどりを取り巻くストーリーループ図を作成しました。いろんな話をつなげていくようなループ図でございます。この内容について、表にございますように、7月、8月にかけまして、1回目は指定管理者や民間事業者などから成るステークホルダー、2回目はこれまで本市のみどりの活動に関わってこられました市民の皆様、3回目は関係する市職員、これはみどりに関わる職員だけではなくて、子育て支援とか総合的な政策をやっている職員を対象に、そのループ図についてヒアリング形式でワークショップを行いました。

さらに、今後の予定ですけれども、9月中旬に向けて、この3回の意見聴取を基に、みどりのシステムマップを取りまとめて、これを改めて参加いただいた皆様にフィードバックした後に、12月に市民公募による意見交換を行ってまいりたいと考えております。特に、この市民公募のワークショップでは、緑の基本計画に生かす実行戦略や評価軸、みどりの取組の見える化を目指してございますが、内容については部会の皆様にも御報告しながら、計画づくりに生かしていくというものでございます。加えて、ブランディングなどの観点から、基本計画のプロモーションの試行なども行っていきたいと考えております。

さらに、Step 3として、来年度については、緑の基本計画の改定に合わせて、実効性を高めるためのモニタリングの仕組みづくりなどについても検討していくという流れで、ワークショップやシステミックデザインの考え方を生かしながら、計画の実効性とか、そういったものにもうまくつなげていければと思っております。

ここで、システミックデザインの専門でございますA C T A N Tの南部さんから、もう少し深掘りした内容について御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○南部氏

紹介いただき、ありがとうございます。A C T A N Tというデザイン会社をっております南部と申します。よろしくお願いいたします。本日は貴重な議論に同席させていただいて、ありがとうございます。

私から、システミックデザインとは何かというところをもう少し簡単に、自己紹介も含めて説明させていただきます。資料はたくさん送ってしまったので、割愛しながら進めます。お手元の資料を御覧ください。

私は、ACTANTという、サービスデザインという領域を軸にする会社をこの15年やってまいりました。この文脈で言うと、市民の方がどういう体験をサービスとして受け取るかというのを、ウェブサイトやビジュアルなどを含めて総合的にデザインするという業務です。ふだんは、事業者がクライアントなので、ユーザーやお客さんのどういう体験をデザインするかという領域で活動しております。

弊社は、特に自然環境であったり、社会課題であったりというところまで続くサービスとはどういうことかというところで、サステナビリティ等々をキーワードに活動しております。

ここは飛ばしますが、いろんな領域をやっていますので、大学教授の方からデザイナー、リサーチャー、ビジネスストラテジスト等、多様なメンバーをそろえて、都度案件に合わせてチームを組むという方式で活動しております。

具体的にどういったことをやっているかという実績ですが、例えば右は、コロナ前の活動なので、ちょっと古いですが、横浜市さんと東急さんの協定事業で、たまプラーザでLiving Labという、あるサービスを使う人、地域住民の方と一緒に新しい価値をつくっていく伴走をさせていただいたりしております。

こういったデザインプロジェクトの伴走と同時に、私自身は、もともとはグラフィックデザイン、ブランディングが専門ですので、ロゴマークであったり、プロモーションに使う媒体のデザインであったりということもしております。今日の議論でもありましたが、仮によい計画、コンセプトができて、それを知ってもらって、共感してもらって、行動に移っていただかないともったいないということもあって、そういった社会活動、ソーシャルムーブメントに対してもブランディングをいろいろとやってきております。

クライアントワークとは別に自社プロジェクトも推進しております。民有地の空き地をみんなはどうシェアして緑化していくか、それを維持していくかという目標で、コモリスというプロジェクトを始めています。

なので、都会の隙間に森をインストールできるかみたいなコンセプトで、今、35人のシェアメンバーと一緒に、代々木上原で小さな森を育てようというプロジェクトを、別の法人を立てて運営しています。

こうやってお茶会をやったりとか、小さいスペースですので、緑被率とか炭素固定量はそん

なにインパクトはないのですが、周辺の住民、市民の方とグリーン、緑地を近づけて、意識や感覚の変容をしてもらって、今後より広げていくためのきっかけをつくるということをゴールにいろいろ活動しています。

というところで、今日はシステミックデザインがキーワードですので、システミックデザインとは何かというのを最後に簡単に説明します。デザインの領域でも、それ以外の領域でもそうなのですが、公園の問題であったり、これまでシンプルに一つの課題を解決するという方法はいろいろと洗練されてきたと思います。ただ、そのシンプルな課題というのは、実はほかの課題とつながっているのです、複雑な状況を複雑なまま捉えて、どのように解決していくかという方法が今いろんな領域で試行錯誤されている。その一つが、デザイン領域ではシステミックデザインと呼ばれ始めているような状況です。

具体的にはどういうデザインの方法を取るかというと、こういうシステムマップをつくって、いろんな課題や、ステークホルダーの方々がどうつながって、どういう影響を与え合っているかというのをこのようにマップ化して、どこのツボを押すと全体のエコシステムがよい方向に行くかということを検討していくようなアプローチを取ります。なので、本日の議論ですと、公園だけではなくて農地のことも絡んでいるよねとか、そこに事業者や市民、あるいは行政の動きがどう絡むかというところは、一つのシーンを切り取っても恐らく解決はしない。このつながりを持っていく。なので、体で言うと、肩が痛い、肩を治すには足の裏のツボと腰のツボを押さないと治らないみたいなことを、こういった広いマップの中で検討していくようなアプローチです。

そういったシステミックデザインの潮流は、グローバルにも、この10年、比較的新しい領域なので試行錯誤している状況です。なので、今回、川崎市さんの基本計画で適用してみるというのも、グローバルに言うと最先端の取組だと思います。

例えば、これはクルージュというルーマニアの都市のまちづくりのプロジェクトでシステミックデザインが適用された事例です。若者のウェルビーイングを高めるというコンセプトで、今後、都市をつくっていくという旗を掲げた面白いプロジェクトですが、ここにシステミックデザインが入って、こういったマップを描いて、今後10年、EUの資金や市の資金を入れて、どういう施策を打っていくかといういろいろなポートフォリオをつくって、実際に導入して実験を繰り返していく。今はこういった施策の戦略があるかというのを見いだすような状況で、非常に面白い事例としていろいろと動いています。

市民一人一人のニーズもこのようにマップ化されて、くみ取られて動いているということで

す。

今日議論されたような緑地にまつわる状況も単独では解けないことが多いということで、システムマップ等々を描きながらアプローチしていくことを今回サポートさせていただくということを担当していると認識しています。

ということで、先ほどもありましたが、今、こういったラフのマップを描きながら、市民の方や事業者の方、行政の方とワークショップをしながら、これをブラッシュアップしている最中でございます。

マップを読み取るのはかなり分かりづらいので、ワークショップではこのように9つのストーリーにしてお伝えして、いろいろ意見をお聞きするという方法を取っています。

例えば、緑のボランティアの減少をどうしたら防げるかという小さなマップを描いて、それぞれの班に分かれて議論するという方法を取りました。

これも意見を行政の方に伝えながらフィードバックをいただくというプロセスです。

現状そういったことで進めております。ゴールとしては、先ほど申し上げましたけれども、せっかく議論してつくった基本計画なので、市民に読んでもらえて、共感してもらえて、参加して行動したくなるような基本計画を目指すということで進めております。

今、ヒアリングのワークショップが終わりましたので、最終的なシステムマップを来月中にデザインして、どういった施策が可能かというアイデーションのプロセスに入っていきます。なので、今後、出てきた施策、アイデアを基本計画につなぐ際に、また皆さんの御意見を伺いながら詰めていくということをお願いすることになると思います。

もう1点は、基本計画とともに、それが実行につながることを大事だと思います。それは坂倉委員がおっしゃったように、事業者、行政、市民の方々がフラットに共創しながら、今後10年、状況に合わせて変化に対応しながら、市民にとってどう緑地を良くしていくかというところまで含めてシステミックデザインだと考えていますので、そこを見越した基本計画になることをいろいろ試行錯誤しております。

システミックデザインの方法の中にポートフォリオアプローチというものがあって、先ほどのツボをたくさん打ちながら、それをお互いに学び合い、フィードバックをかけながら実行していくということが大事だとされておりますので、そのための方法も基本計画の中に入れ込みながら、いかに実行に移していけるかというところを重視しながら今検討を進めております。

私からのシステミックデザインの簡単な説明は以上になります。今日の議論も生かしなが

ら、施策のアイデアにつなげていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○飯田部会長

どうもありがとうございました。では、ただいまのお二人の説明について、御意見や御質問があればお願いしたいんですが、1点だけ前提として確認なのですけれども、今、事務局のほうでつくられている緑の基本計画の土台となるような様々なデータや、こういうビジュアルもあると思うんですが、それにプラスこのマップというものが緑の基本計画の中に入ってくるのか、あるいは多分もっと政策の中身に関係するようなことが今度のワークショップの中からも出てくると思うんですが、それが融合されて、皆さんがいつもおつくりになっているこれに統合されてくるのか。あるいは最終的なアウトプット、緑の基本計画は、雰囲気としては事務局が作成されるような、ちょっと硬めのものが多いと思うんですが、そうではなくて、もっとグラフィカルに市民に直接伝わっていくような緑の基本計画の見せ方まで目指されているのか。今日のお話が緑の基本計画の中にどのような感じでコミットしてくるのかというのを一度整理していただいた上で、委員の皆さんに御意見をいただきたいと思うんですが、その点をお願いします。

○みどり・多摩川事業推進課長

今、部会で議論している内容もシステミックデザインのマッピングの中にちゃんと盛り込めるということでございます。最終的な形については、この基本計画の議論と、システムマップで市民と一緒にやったツボというか、こういうものがお互い融合して、例えば計画の中で重点的に取り組んでいく内容はこういうものにしようといったときに、それがシステミックデザインときちんと一体的になっていく、こういうイメージを考えております。そういうことによって、市民と一緒につくった基本計画という位置づけをきちんと出して、さらに、もっと見やすく分かりやすいものになればと思っておりますので、今、一体的になるイメージを描いて進んでいると認識しております。

○飯田部会長

分かりました。ちなみに、緑の基本計画は今年度中にできるのでしょうか。

○みどり・多摩川事業推進課長

緑の基本計画は、今年度答申をいただき、来年度1年かけて作成していくような形になります。

○飯田部会長

分かりました。今はまだあまり融合しているようには…。

○みどり・多摩川事業推進課長

まだ融合度が足りないので。

○飯田部会長

今年度中というよりは、今年度はいろんな種出しみたいなことをしていきながら、来年度もっと融合していくような形で、最終的なアウトプットは市民に本当に伝わるようなものになっていく、と。

○みどり・多摩川事業推進課長

プロモーションをかけていく。来年度はしっかりそちらのほうにシフトしていくということになります。

○飯田部会長

では、システミックデザインの中の一つとして、この部会があるという理解なのですね。分かりました。

そのときに、市民の声から上がっていくボトムアップの声と、とはいえ、行政が俯瞰的・長期的に見るからこそその政策があると思うんですが、そこをどのように融合していくおつもりですか。結構ギャップがあることもあると思うんですけども、それは、今、何かアイデアをお持ちですか。

○みどり・多摩川事業推進課長

確かに、市民の御意見は、そのときの御意見というところもありますから、10年後というよりは現状という話になります。ですから、そこも、将来こういうことを目指していくということを啓発していくとか、その辺を共有していけるような打ち出し方もしながら、意識を変えて

いければと思っています。かなり難しいところだと思います。そこは、川崎市はみどりの将来像も上に掲げていますので、全市で取り組んでいくような、その一つの施策実施の場だということのアピールして、実行していければと思っています。また御一読いただければと思います。

○飯田部会長

ありがとうございます。私ばかりで申し訳なかったですが、ほかの委員の皆様から御質問や御意見をよろしくお願いします。では、坂倉委員、お願いします。

○坂倉委員

みどりのあり方と、それにどう取り組んでいくかということについて、システミックに考えていくというアプローチはすごく重要ななと思いました。つまり、みどり関係部局だけではなくて、幅広い庁内の部局のみならず、民間や市民の方々と一緒に考えていく。それがどのようなつながっていったって、アクションを通じてどのように変わっていったって、それを振り返りながら実現していくというところがちゃんと描けるというのはすごく大事ななと思います。

ただ、計画との関係性で言うと、システムマップをつくるということが、私の想像だと、行政がやることだけではなくて、民間がやることとか市民が責任を持って進めることとかも全部踏まえた上でのマップになったほうがいいと思うんですよね。そうなった上で、このようにしていこうねという全体的な緩やかな理想像というか、目標みたいなものが共有された上で、それぞれのセクターの人が自律的にいろいろやっていったって、結果的にそれが響き合って、1年、2年たったときにまた全体像がちょっと変わって、次にどうしていこうという話ができてみたいになっていくと、社会システムが変わっていくし、トランジションが起こっていくみたいなイメージなのかなと思っていたので、要は行政がやるところを考えるというのが基本計画だとすると、システムマップ全体は描けないような気もして、あまり無理に統合しようとする、破綻するまでいかないかもしれないけれども、まとまりがつかなくなっていくのではないかなという懸念があったので、そういった意味を含めて、位置づけを明確にしておけるといいかなと思いました。

あと、もうちょっと細かいことと言うと、何か月か後に住民参加のワークショップを予定されているということだけでも、気になったのは公募でやるということで、それもいいのですが、もしかしたら無作為抽出で招待してやるというやり方を1回やってもいいのではと思いま

す。公募の利点もあるんですけども、デメリットとしては、既存の緑関係の人とか、あるいは何か利害関係があったりとか、まちづくりで言うと、一言申し上げたい市民の方が参加される確率が多くて、そうすると、全く公平ではない意見になるんですよね。つまり、何か言いたい人の意見だけを取り上げるという形になってしまうので、実は民主主義的に非常に問題があるということは最近言われていて、もしかしたら、この段階であれば、既に関わっている興味がある人ではなくて、かなり広めに無作為抽出で誘って、その中から手を挙げてきてくれる人の意見を取り上げるということのほうが、これまでにない視点や、本当の市民のニーズに近い意見がすぐえる可能性もあるので、少し御検討いただけるとよいのではと思いました。

○飯田部会長

ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○みどり・多摩川事業推進課長

前段で御指摘いただいた、緑の基本計画は行政がつくってしまうというところで、今日も公園の話が主体になって、どうしても行政主体になってございますが、今後の議論では、例えば保全緑地、あと都市緑化推進となりますと、これも企業の協力なしにはできない。あと、協働についても、共創という考え方もありますので、多様なステークホルダーが絡んだみどりのあり方みたいなことも今後議論が進んでまいります。ですから、そこも加えながら、トータルで川崎市全体のみどりをどうやっていくかという基本計画にしていきたいと思っておりますので、そこもシステミックデザインとうまく融合ができればと思います。

それから、不特定多数の無作為抽出という御意見、これは非常に興味深く思いました。みどり関係ではアンケートなども無作為でよくやっておりますので、こちらのほうはやり方について、どういう形がよろしいのか、御意見を踏まえて考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○南部氏

では、僕のほうから具体的な進め方に関して補足をさせていただきます。今後、マップを生かしながら、いろんなアイデアが出てくると思うんです。その中で、もちろん取捨選択しながら、政策に関わるものとか、あるいは市民主体でやるべきもの、事業者と共創すべきものみたいに見えてくると思うんです。おっしゃるように、必ずしも全部を基本計画の具体的な文言に

入れる必要はないと感じましたが、坂倉委員の、つくった後、どう新しい価値をつくっていくかというところのコメントが非常に重要だなと感じてまして、あらかじめ基本計画の中に、理想としては、そういった市民活動や事業者の活動と共創していくような余白を入れておけるとバッファーが取れて、変化にも対応していけるのかなと感じました。コメントありがとうございます。

○飯田部会長

どうもありがとうございます。ほかの委員はいかがでしょうか。では、小畑委員、お願いします。

○小畑委員

今、坂倉委員がおっしゃった無作為抽出という意味では、川崎市で脱炭素かわさき市民会議というのが2021年に行われていて、川崎市の人口構成とか何かに合わせて無作為抽出で市民の代表を選んだという取組があったように記憶しているんですけども、こちらで今どういう成果が出ているかをフォローアップして、それをこちらの取組にも反映したらいいかなと思いました。

○みどり・多摩川事業推進課長

ありがとうございます。

○飯田部会長

ありがとうございます。水庭委員、よろしくお願いします。

○水庭委員

こちらのほうで面白いなと思ったのが、例えば3回目、令和7年10月に、緑に興味のある人はどなたでもということで対象があったかと思えますけれども、9番目、今、矢印が出ていますが、今度興味を持った方ならどなたでもということなので、今、坂倉委員からコメントがあって、この間も話が出たのですが、市民の中に無関心層がたくさんいて、その方にどういったアクションができるかというところが多分市のほうではかなり悩んでいるというか、議論になっていたところもあると思います。川崎市民、また事業者の方、いろんな方がいらっしやると

思うので、そういう方にも隅々まで浸透できるようなシステムができるのかなと思います。私も初めて聞くシステムの話なのですけれども、そういったところに浸透していただければいいなと思っていましたので、ぜひいろんな方を対象にしていいただければと思いました。

○飯田部会長

ありがとうございます。関連して質問ですけれども、今まで参加された方の年齢層や属性というのは割と多様な形なのでしょうか。システミックデザインという新しい横文字にいろんな年代が応えられるのかなという不安が若干だけあります。あと、私もそろそろですけれども、多分老眼だとマップが細かくて厳しくなってくる年代もあるのかなと思ったりしたんですが、今までの参加層はどのようなになっていますか。

○みどり・多摩川事業推進課長

印象としましては、緑に長く関わっている御高齢の方、あと若い学生から幅広く万遍なく御参加いただいているという印象を持っています。

○飯田部会長

それは良かったです。きっと南部さんのやり方がお上手なのだと思います。ありがとうございます。

では、残りがあと2分となりましたので、今日は御説明いただきどうもありがとうございました。

本日予定している議題は以上となります。委員の皆様、事務局から何かほかにありますでしょうか。もしなければ、最後の「今後の審議の主な論点とスケジュール」について、御説明をお願いいたします。

○みどり・多摩川事業推進課長

資料5でございますが、53ページをお開きいただけますでしょうか。これからの審議スケジュールになってございます。本日、8月31日、都市公園の整備・管理方針ということでございましたが、今後、10月下旬、第5回は緑地の保全・活用、こちらには農地を含めて、保全していく考え方を自然的環境としてどうしていくかというものをやってまいります。それから、12月下旬には第6回ということで、緑化推進重点地区や都市部の緑化推進を民間、市民を巻き込

んでどのように進めていくかということがございます。先ほど緑化指針とありましたが、そういった内容についても取り上げていければと思います。最後に、来年2月中旬、第7回、実行性を高める仕組みや素案ということですが、特にグリーンコミュニティの形成、人材育成、こういったことを中心に議論いただきますとともに、あと助成制度も考えております。ここで最後に区別方針なども併せて素案を御提示差し上げて、答申に向けて全体をまとめていくような流れになってございます。

御説明は以上でございます。

○飯田部会長

どうもありがとうございます。この資料ないしは全体について、御意見はありますでしょうか。

では、もしなければ、ちょうど時間になりましたので終わりにしたいと思いますが、今日は反転の時期の話から始まって、公園の再配置と維持管理の話で、その中でも、公園のことを考えるに当たっても公園のことだけ考えていても決まらないよということで、まさにシステミックデザインの物事の関係性をかいま見たような議論になったかなと思います。行政の計画づくりとしては新しい方法なので、私も非常に楽しみにしています。

次回は10月下旬ということですが、本日はありがとうございました。また次回、よろしくお願いいたします。

○みどりの管理課長

飯田部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第4回目となります川崎市環境審議会自然共生部会を終了いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

午後0時1分閉会